令和８年度観光危機管理対策事業
（災害時観光客一時待機所設置・運営訓練及びマニュアル作成等）委託業務
企画提案応募要領

１　委託業務名

令和８年度観光危機管理対策事業（災害時観光客一時待機所設置・運営訓練及びマニュアル作成等）委託業務

２　履行期間

契約締結の日から令和９年２月26日（金）まで

３　業務目的

本業務は、第２次沖縄県観光危機管理計画に掲げる帰宅困難者対策に基づき、大規模災害（沖縄本島南東沖地震三連動等）発生時において、足止めされた観光客の安全確保及び円滑な帰宅支援を行う体制を確立することを目的とする。

具体的には、「令和７年度観光危機管理対策事業（沖縄県観光危機管理対応における一時待機所に係る調査業務）実施報告書」で整理された運用の骨子や諸課題を踏まえ、現場で運用可能な「一時待機所設置・運営マニュアル（案）」を策定するとともに、関係機関と連携した「一時待機所設置・運営に係る図上訓練」を実施することで、同マニュアル（案）の実効性を検証し、災害時における受入・輸送体制を強化する。

４　予算額

8,070,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額を上限として提案すること。

５　業務内容、企画提案内容等

別添「仕様書」のとおり

６　参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（※）の規定に該当しないこと。

※地方自治法施行令第167条の４第１項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

⑵　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

⑶　共同企業体による企画提案申請も認める。その場合の要件は以下のとおりとする。

ア　共同企業体を代表する事業者が企画提案申請を行うこと。

イ　共同企業体を構成する全ての事業者は、上記⑴及び⑵の要件を満たすこと。

⑷　単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。複

数の事業者による共同企業体で事業を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する法人が必ず１者以上参加していること。

⑸　別添企画提案仕様書の委託業務内容を遂行する能力を有していること。

⑹　本県の観光関連施策等を十分に理解し、本業務の実施にあたって沖縄県と密接に連携できること。

⑺　当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤と執行体制を有すること。また、責任者及び担当者を２名以上バランスよく割り当て、沖縄県との業務調整を円滑に行う体制が取れること。

７　応募方法等

⑴　本件に関する質問等

ア　提出期限：令和８年９月15日（火）

イ　質問様式：質問書【様式８】

ウ　提出方法：電子メール（aa057137@pref.okinawa.lg.jp）
件名は「(質問）観光危機管理対策事業の企画提案公募」とすること。

エ　回答方法：質問に対する最終回答は、令和８年９月18日（金）までに、下記の沖縄県ホームページに掲載する。

オ　掲載場所：トップページ ＞ 産業・しごと ＞ 入札・契約 ＞ 公募・入札発注情報 ＞ 観光支援・産業支援・交流 ＞ 令和８年度実施業務（観光支援・産業支援・交流）

⑵　企画提案書の提出

ア　提出期限：令和８年９月25日（金）12時
※期限を過ぎた場合は、いかなる場合も受け付けない。

イ　提出方法：持参又は郵送
※郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとり、提出期限内必着とする。

８　提出書類及び提出部数

企画提案申請に係る提出書類及び提出部数は、以下のとおりとする。なお、共同企業体の場合は、構成員ごとに③、⑦、⑧、⑨及び⑩を提出すること。

⑴　提出書類

①　企画提案応募申請書　・・・・・・・・・・　【様式１】
②　企画提案書　・・・・・・・・・・・・・・　【様式２】
③　会社概要書　・・・・・・・・・・・・・・　【様式３】
④　スケジュール表　・・・・・・・・・・・・　(任意様式)
⑤　実施体制　・・・・・・・・・・・・・・・　(任意様式)
⑥　経費見積書　・・・・・・・・・・・・・・　【様式４】
⑦　実績書（直近３事業年度）　・・・・・・・　【様式５】
⑧　誓約書　・・・・・・・・・・・・・・・・　【様式６】
⑨　共同企業体構成書　・・・・・・・・・・・　【様式７】
⑩　定款及び直近２期分の決算報告書
⑪　参考資料（必要に応じて）
※共同企業体協定書以外の書類に関する押印は不要

⑵　提出部数

提出部数　８部（正本１部、副本（複写）７部）

９　企画提案書の体裁

「Ａ４判、縦置き、横書き」を基本とし、必要に応じて「Ａ４判、横置き、横書き」を可とする。また、両面印刷の場合は、長辺綴じとすること。

10　審査の方法

⑴　第一次審査（書面審査）

応募者が４者以上の場合は、第一次審査として沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課で書面審査を行ったうえで、上位３者を選定する。選定された事業者に対しては、第一次審査の結果及び最終審査の実施日時等を、選定されなかった事業者に対しては、第一次審査の結果のみを、電子メール及び書面で通知する。なお、応募者が３者以下の場合は、第一次審査は実施せず、応募資格要件の適合を確認したうえで、全て最終審査の対象とする。

⑵　最終審査（プレゼンテーション審査）

最終審査は次の日程で行い、企画提案選定委員会において、企画提案書の内容等についてのプレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた提案書を選定する。なお、最終審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

最終審査実施日：令和８年10月５日（月）午後予定

また、最終審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア　審査会場への入場者は、４名以内とする。

イ　審査時間は、１者あたり30分とする。
（予定時間：プレゼンテーション15分、質疑応答15分）

ウ　説明は、提出した企画提案書等のみを用いて行い、資料の追加及びパソコン等の機器の使用は認めない。

エ　審査は非公開で行い、審査経過に関する問合せは受け付けない。

11　一般管理費

一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割で認められる経費であり、次の計算式により算出すること。

（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10／100 以内

※小数点以下切り捨てとする

※上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。
（請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

12　その他

⑴　企画提案書等の作成や最終審査（プレゼンテーション審査）に参加する経費等については、すべて参加者の負担とする。

⑵　提出された企画提案書等については返却しない。

⑶　委託先選定に関する審査内容及び経過等については、公表しない。

⑷　採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第２項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則（抜粋）

第101条　令第167条の16第１項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

⑸　前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

ア　契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ　契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ　法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

⑹　以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア　提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合

イ　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ　本要領に違反すると認められる場合

エ　審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合

オ　その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

⑺　検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課と受託事業者とで別途協議して決めることとする。

13　問合せ先

〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号（行政棟８階）
沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課　受入推進班　担当：大村・神里
電話：098-866-2764　FAX：098-866-2765　E-mail: aa057137@pref.okinawa.lg.jp